

ひとりで悩まず、まず相談！



福岡県筑豊労働者支援事務所のご案内

住所：飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館2階

電話：0948-22-1149



ホームページ



X(旧ツイッター)

労働問題や働き方改革など、労働に関わる相談に対応しています。(出張相談もあります！)



労働者支援事務所は、県内に4か所(福岡、北九州、筑後、筑豊)設置されています。

【労働相談を行っています。】 ※相談日等は裏面をご覧ください。

働く中での様々な問題(解雇、賃金、労働時間、有給休暇、パワハラやセクハラ等)について、労働者・事業主どちらからも相談をお受けし、自主的な解決に向けた助言や情報提供などを行っています。相談無料、秘密厳守です。

また、当事者のみでの解決が困難な場合には、労働者支援事務所が労働者だけでなく、事業主からも事情をお聴きして、実情に即した歩み寄りを促す「あっせん」も行っています。

令和6年度にはこんな相談がありました

《労働者からの相談事例》

- ・事前の説明もなく、賃金や就労日数など労働条件を下げられた。
- ・退職勧奨を受けた。雇止めをされた。
- ・就業規則を見たいと申し出たが、見せてもらえない。
- ・未払いの残業代を請求したい。
- ・有給休暇を自由にとらせてもらえない。有給休暇を勝手に決められている。
- ・いじめ、パワハラ、セクハラを受けている。

ひとりで悩まず、まず相談！



など

《事業主からの相談事例》

- ・複数が同一日に有給休暇を申請しているが、繁忙期による人員不足回避を理由に時季変更権を行使してよいのか。
- ・社員間でいじめ・パワハラがあるが、対応はどうしたらよいのか。
- ・試用期間中に勤務態度の改善が見られない社員を解雇できるのか。

など

【働き方改革に取り組む企業への支援を行っています。】

働き方改革(魅力ある職場づくり、テレワークの導入など新しい働き方)に取り組む企業に対し、実践に向けた取り組みの支援を行います。「よかばい・かえるばい企業」登録企業へ登録証発行、各種セミナーや助成金等の情報提供を行っています。

【労働相談の開設日等について】

通常相談 平日 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)

筑豊労働者支援事務所への来所または電話

夜間電話相談 毎週水曜日 17:15～20:00(祝日の場合は翌日。年末年始を除く)

転送電話により、県内4か所の労働者支援事務所が輪番制で対応します。

職場の悩み相談 毎月第1水曜日 10:00～12:00(年末年始を除く)

イイヅカコミュニティセンター「サンクス」にて実施(当所職員が対応)

※女性限定。前日12時までの予約が必要です。

出張相談 13:00～16:00 ※前日12時までの予約が必要です。(当所職員が対応)

毎月第2火曜日 宮若市役所 会議室

毎月第3火曜日 直方市役所1階 市民相談室

毎月第4水曜日 田川市役所 会議室

随時受付 嘉麻市役所

※この他、筑豊地域町村役場等を会場とした出張相談会を予定しています。

特別労働相談会 筑豊労働者支援事務所への来所または電話

❖日曜労働相談会 6月22日、11月16日 10:00～18:00

❖職場のハラスメント集中相談会 9月24日、25日 9:00～20:00

❖解雇・雇止め集中相談会 2月25日、26日 9:00～20:00

※予約不要ですが、予約が入っている場合は予約優先となります。

相談・予約 受付方法

職場の悩み相談 イイヅカコミュニティセンター・サンクス 電話 0948-22-7058

筑豊労働者支援事務所 電話 0948-22-1149

上記以外の相談・予約 筑豊労働者支援事務所

電話 0948-22-1149

メール chikuhou-rso@pref.fukuoka.lg.jp

※メールは受付のみ、相談へは来所または電話での回答となります。

※匿名・仮名でも大丈夫です。連絡先はお知らせください。

